

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年3月2日	株式会社美格貿易(法人番号 3120001138353) 代表者由軍	大阪府泉佐野市下瓦屋 369-10	泉佐野営業所	大阪府泉佐野市下瓦屋369-10	輸送施設の使用停止(140 日車)	道路運送法(以下「法」)第 27条第3項	令和元年10月30日及び同年11月18日、法令違反 の疑いを端緒として監査を実施。9件の違反が認 められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅 客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」) 第7条の2第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運 輸規則第24条第5項)、(3)乗務等の記録事項義務 違反(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(4) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条 第1項)、(5)運行指示書の記載事項義務違反(運輸 規則第28条の2第1項)、(6)乗務員台帳の記載事 項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)運転者に 対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条 第2項)、(8)定期点検整備の実施義務違反(運輸規 則第45条、道路運送車両法第48条)、(9)自動車に 関する表示義務違反(法第95条)	27	14
令和2年3月3日	有限会社湊交通(法人番号 1140002053485) 代表者冲中信彦	兵庫県姫路市形的形町の形 4208番地	本社	兵庫県姫路市神屋町4丁目12番地	輸送施設の使用停止(80日 車)	道路運送法(以下「法」)第 20条	令和元年10月10日、同年11月5日及び同年11月8 日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。8件 の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(法 第20条)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動 車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第 5項)、(3)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規 則第28条の2第1項)、(4)乗務員台帳の記載事項 義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対 する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、 (6)運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸 規則第38条第2項)、(7)自動車に関する表示義務 違反(法第95条)、(8)36協定届出違反(労働基準法 第36条)	8	8
令和2年3月12日	近江タクシー株式会社(法人番号 4160001008626) 代表者磯谷淳	滋賀県彦根市駅東町15番1	湖東	滋賀県近江八幡市上田町84-3	文書警告(処分日車数40日 車のため、一般貸切旅客自 動車運送事業者に対する 行政処分等の基準3.(6)に よる)	道路運送法第27条第3項	令和2年1月15日、法令違反の疑いを端緒として監 査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受 書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運 輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第 2項、第3項)、(3)乗務等の記録事項義務違反(運 輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(4)運転者 に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1 項)	4	4
令和2年3月19日	大阪卑弥呼観光株式会社(法人番号 7120101052608) 代表者山下正志	大阪府南河内郡河南町大 字一須賀769番地の4	本社営業所	大阪府南河内郡河南町大字一須賀771 番地1号	輸送施設の使用停止(300 日車)	道路運送法(以下「法」)第 27条第3項	令和元年7月22日、同年8月19日、同年9月17日及 び同年9月25日、法令違反の疑いを端緒として監 査を実施。13件の違反が認められた。(1)運賃料 金変更前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)運賃料 金揭示義務違反(法第12条第1項)、(3)営業区域 外旅客運送(法第20条)、(4)安全統括管理者の選 任届出違反(法第22条の2第5項)、(5)乗務時間 等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸 規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(6)健康状 態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(7)点 呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2 項、第3項)、(8)点呼の記録義務違反(運輸規則第 24条第5項)、(9)点呼の記録事項義務違反(運輸 規則第24条第5項)、(10)乗務等の記録事項義務 違反(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(11) 乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37 条第1項)、(12)運転者に対する適性診断受診義務 違反(運輸規則第38条第2項)、(13)自動車に関 する表示義務違反(法第95条)	30	30

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和2年3月27日	株式会社STS(法人番号 2120101057917) 代表者鳴海亮	大阪府泉南市岡田6-9-4	本社営業所	大阪府泉南市岡田6-9-4	輸送施設の使用停止(140日車)	道路運送法(以下「法」)第27条第3項	令和元年12月10日、新規許可を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(法第15条第1項)、(3)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(7)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)	14	14
令和2年3月27日	有限会社トラベル観光(法人番号 8170002008001) 代表者栗山忠	和歌山県紀の川市北勢田 878	本社	和歌山県紀の川市北勢田878	輸送施設の使用停止(60日車)	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項	令和元年12月10日、法令違反の疑いを端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)	11	6
令和2年3月27日	有限会社ルミナス交通(法人番号 2140002031416) 代表者小山幸夫	兵庫県三木市細川町細川 中274	本社	兵庫県三木市細川町細川中273	輸送施設の使用停止(80日車)	道路運送法第27条第3項	令和元年11月26日及び同年12月20日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(4)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条)、(7)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	8	8